資料３

新制度における基準条例の制定について

忠岡町が子ども・子育て支援新制度の実施にあたり、子ども・子育て関連３法に基づき、国が定める基準を踏まえて、基準条例を制定しなければならない。

１．条例で定める基準

（1）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

新制度では、学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づく認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、町長が、給付による財政支援の対象であることを確認することとされている。

確認にあたっての基準として、利用定員、運営基準、業務管理体制、情報公開について、平成26 年４月30 日付内閣府令第39 号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を踏まえ、条例で定める。

（2）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

新制度では、児童福祉法の改正により、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供するものとして、①家庭的保育（利用定員５人以下）、②小規模保育（利用定員６人以上19 人以下）、③居宅訪問型保育、④事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）が創設され、町長が認可することとされており、認可にあたっての基準について、平成26年４月30 日付厚生労働省令第61 号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、条例で定める。

（3）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

　新制度では、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保し、利用者が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するために、国の省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年４月30日付）を踏まえ、条例で定める。

２．条例制定の方針

（1）条例制定にあたって従うべき基準・参酌すべき基準

町が条例を定めるに際しては、定める内容ごとに、「国が定める基準」に「従って」、あるいは「参酌して」、定めなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 従うべき基準 | 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。よって、条例の内容は、「従うべき基準」に従わなければならないものであり、省令の「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容される。 |
| 参酌すべき基準 | 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。 |

（2）忠岡町独自基準について

本町が条例で定める基準については、国が示す基準を基本としています。

条例制定後、施設等を認可していく上での手続き・審査基準は、別途定める設置認可要綱の中で検討していく。子ども・子育て支援事業計画を達成するため、施設等に求める開所日・開所時間等の具体的内容についても審査基準で定めていく。